

東京都担当確認年月日 令和元年8月22日  
 東京都作業部会確認年月日 令和元年8月28日  
 (契約変更日に伴う再確認日 令和2年7月8日)  
 (契約変更日に伴う再々確認日 令和2年8月26日)

事業名 医療システム  
 案件名 放射線部門システムと薬剤部門システムの導入  
 契約変更対象案件名 医用画像管理システムサーバーの調達（令和2年7月8日）  
 契約変更対象案件名 薬剤部門に関連する業務システム構築の業務委託（令和2年8月  
26日）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、東京2020大会時に選手の診療データを一元管理の上、会場医務室と選手村総合診療所間でデータを共有するための部門システムの調達であり、本システムはパラリンピック期間中も利用される。</p> <p>このため、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費を都、国、組織委員会で負担する事項である。</p> <p>(令和2年7月6日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは現時点で未定である。</p> <p>(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	選手村総合診療所及び各競技会場選手用医務室の運営は組織委員会が実施することから、運営に必要なシステムの調達も一括して執行することが効率的かつ効果的といえる。	

経費の内容等 が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>開催都市契約運営要件において、大会期間中の医療業務（放射線部門及び薬剤部門を含む）を管理し、医療記録を提供するシステムの導入が規定されている。</p> <p>また、医療サービスに関するオリンピック競技大会ガイドにおいて、薬剤部門システムの導入が規定されている。</p> <p>(令和2年7月6日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更は、契約期間を延長するものであるが、サーバーを事業者で1年保管した場合、別途追加費用が生じることが判明した。追加費用を発生させないためにも早急に選手村へ搬入する必要があるため、現時点での手続きを進める必要がある。</p> <p>(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>今回の契約変更は、契約期間を延長するとともに、今後採用薬品が変更となった場合発生するシステム更新作業（医学和文英訳等）について契約内容を変更するものである。原契約の契約期間が2020年9月30日であるため、現時点で手続きを進める必要がある。</p>	
	<p>薬剤部門システムについては、電子カルテシステムとの連携をしない方式として、経費削減を図っていることを確認した。</p> <p>放射線部門システムについては、放射線検査オーダーを管理するシステムの仕様を調整することで経費削減を図っていることを確認した。</p> <p>(令和2年7月6日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更にあたっては複数の対応案について比較検討を行い、最も安価なコストの案を採用していることを確認した。</p> <p>(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>今回の契約変更の想定薬品変更数については、選手村総合診療所の薬剤部門とも検討をおこない、最適化を図っていることを確認した。</p>	

納得性	<p>薬剤部門システムについては、複数者から見積りを徵取し、比較検討の上、金額を計上していることを確認した。契約方式については、医療サービスに関するオリンピック競技大会ガイドで求められている英語対応等が可能で低価格かつ、薬局での導入実績が高い製品を採用することで、操作習得・導入が容易となることから、当該製品を納入可能である業者への特別契約としていることを確認した。</p> <p>放射線部門システムについては、他の納入実績等により、比較検討を行っており、金額が妥当なものである旨を確認した。</p> <p>(令和2年7月6日 契約変更に伴う追記)</p> <p>今回の延期に伴う追加経費にあたる、VMWare社のソフトウェアの2年目保守年額ライセンスは1年目保守年額ライセンス費用と同額であり、金額が妥当なものである旨を確認した。</p> <p>(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>今回の延期に伴い発生する可能性のある採用薬品更新作業（医学和文英訳等）は一般的な費用とも比較して妥当である事を確認した。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>本件は、パラリンピック実施に当たり必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、経費は組織委員会負担とする。</p> <p>(令和2年7月6日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため当面においては、組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため当面においては、組織委員会の負担とする。</p>	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。